

令和 8 年第 5 回 始良市教育委員会定例会

日 時：令和 8 年 5 月 8 日 開会 午前 9 時 56 分 閉会 午前 10 時 52 分
場 所：始良市役所本庁 2 階会議室

1 出席者

前田教育長、岩元委員、藤田委員、高橋委員、勝間田委員

2 教育委員会事務局の出席者

享保教育部長、折田次長兼教育総務課長、松尾次長兼学校教育課長、杉尾社会教育課長兼
図書館事務局長、坂元保健体育課長

3 議事

議案等番号	件 名	結果
報告第 4 号	始良市育英会理事の委嘱の件	承認
報告第 5 号	令和 8 年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件	承認
報告第 6 号	始良市立学校における学校運営協議会委員の任命の件	承認
報告第 7 号	始良市地域学校協働活動推進員の委嘱の件	承認
議案第 21 号	大口筋白銀坂復旧整備検討委員会要綱制定の件	可決
議案第 22 号	始良市学校給食費等滞納整理等事務処理要綱制定の件	可決
議案第 23 号	始良市社会教育委員の委嘱の件	可決
議案第 24 号	始良市文化財保護審議会委員の委嘱の件	可決
議案第 25 号	始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱の件	可決

議案第 26 号	始良市教育委員会外部評価委員の委嘱の件	可決
----------	---------------------	----

4 議事録

- 教育部長 ただいまから令和 8 年第 5 回始良市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の議題は報告 4 件、議案 6 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。
それでは、これ以降の議事の進行につきましては、前田教育長にお願いいたします。
- 教育長 本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。
- 委員 なし。
- 教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。
日程第 1、議事録の承認、署名についてです。
前回会議の議事録への署名はお済みでしょうか。
- 委員 はい。
- 教育長 それでは、前回の議事録は承認されたものと認めます。
次に日程第 2、委員及び教育長の報告についてです。
委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。
- 委員 特に報告はございませんが、5 月の連休期間に事故等がなかったか教えていただきたいと思います。以上です。
- 教育長 それでは私から。この 4 月、例年通りの様々な行事があり、新しく教職員として
転入した方をはじめ、管理職の研修会を実施しました。
4 月 16 日に市内小中学校長・園長の研修会、23 日に地区の小中学校長会、30 日
に市内小中学校の教頭研修会がありました。全員それぞれの立場で意欲的に職務
に専念しております。
毎年、校長を対象として、私と当初申告の面談を行っております。本年も各学校
長から、学校の経営方針、課題解決に向けた具体策など説明がありました。
それから、教育長会として、県の教育行政説明会、人事異動の反省会、始良・伊
佐地区の教育長会に出席しました。以上です。
それでは日程第 3、報告第 4 号、始良市育英会理事の委嘱の件を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは資料 1 ページ、報告第 4 号、始良市育英会理事の委嘱の件について説明
いたします。2 ページをお願いします。
名簿の 2 番、7 番、10 番の方が組織の代表変更または退職により、新しく理事に
なっております。任期は規則第 8 条にあるように、前任者の残任期間となります
ので、令和 9 年 3 月 31 日までとなります。以上です。
- 教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。
報告第4号、始良市育英会理事の委嘱の件は、事務局報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

委員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認されました。
次に日程第4号、報告第5号、令和8年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料5ページ、報告第5号、令和8年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件について説明いたします。
4月20日に育英会理事会を開き、奨学生選考を行いました。
申請は大学・専門学校生が3名、高校生が2名の計5名で、全員選考となりました。貸与額は、大学・専門学校生が月額3万円、高校生が月額1万5000円となります。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りいたします。
報告第5号、令和8年度始良市育英資金奨学生の選考に関する件は、事務局報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

委員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認されました。
次に日程第5、報告第6号、始良市立学校における学校運営協議会委員の任命の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料7ページから9ページ、それぞれの学校ごとに任命した委員の名簿となります。任命期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。以上です。

教育長 今年度から始まるコミュニティスクール制度に伴い、各学校に学校運営協議会を立ち上げることになり、その委員が任命されたものとなります。
何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 協議会の話し合いは年何回ある予定でしょうか。

事務局 年4回を予定しております。

教育長 各校区のコミュニティ協議会の会長やPTA会長など、これまで学校評議員になっていた方々も含め、新たに立ち上げた組織となります。この会議の中で、学校の運営方針や学校と地域の連携を密にする話し合いが持たれることとなります。

委員 人数はそれぞれの学校で決めているのでしょうか。

事務局 学校運営協議会規則第7条に、委員の定数は10人以内と謳われております。

委員 これから動き出すもので内容は今後詰めていくことになると思いますが、現段階で学校や委員、保護者からどのような声が届いていますか。

事務局 今のところ何もございませんが、今後報告できるときにお示ししていきたいと思
います。

教育長 それではお諮りいたします。
報告第6号、始良市立学校における学校運営協議会委員の任命の件は事務局から
の報告のとおりご了承いただけますでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第6号については承認されました。
次に日程第6、報告第7号、始良市地域学校協働活動推進員の委嘱の件を議題と
します。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第7号、始良市地域学校協働活動推進員の委嘱の件について説明いたします。
始良市地域学校協働活動推進員が設置されており、新たに校区ごとに15ページか
ら16ページの方々を推進員として委嘱するものです。任期は、令和8年4月1日
から令和9年3月31日となります。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 学校運営協議会委員と、この協働活動推進員の違いは何でしょうか。

事務局 地域学校協働活動推進員はスクールサポートコーディネーター、SSVCと言
われる方々になります。学校と地域との連携がスムーズにできるように、この推
進員（SSVC）の方々が学校運営協議会の委員として入っております。

教育長 他にないようですので、お諮りいたします。
報告第7号、始良市地域学校協働活動推進員の委嘱の件は、事務局からの報告の
とおりご了承いただけますでしょうか。

委員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、報告第7号については承認されました。
それでは議案に移ります。
日程第7、議案第21号、大口筋白銀坂復旧整備検討委員会要綱制定の件を議題と
します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号、大口筋白銀坂復旧整備検討委員会要綱制定の件について説明いたし
ます。令和7年8月豪雨災害で被災した白銀坂の復旧整備事業を推進するために
検討委員会を設置するものです。
20ページ、要綱第2条、所掌事務、委員会は、大口筋白銀坂の復旧整備に関する
事項について協議、検討を行う。第3条では、委員会は5人以内の委員で組織す
るとしてあります。委員は、地盤工学、植物学、地質学または考古学を専門とする
学識経験者とし、市教育委員会が委嘱することとしております。任期は第4条で
委嘱日から復旧整備事業が終了するまでとし、補欠の委員の任期は前任者の残任
期間としてあります。なお、委員長は委員の互選により定め、第6条に委員会の会
議は必要に応じて委員長が招集し、会議は、委員の過半数の出席がなければ開く
ことができないとしております。この要綱の施行日は、第5回定例教育委員会開
催日の本日令和8年5月8日としております。以上です。

教育長 ご質問等ございませんでしょうか。

ないようですので、お諮りいたします。

議案第 22 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 21 号、大口筋白銀坂復旧整備検討委員会要綱制定の件については可決されました。
次に日程第 8、第 22 号、始良市学校給食費等滞納整理等事務処理要綱制定の件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号、始良市学校給食費等滞納整理等事務処理要綱制定の件について説明いたします。資料は 21 ページです。
学校給食費滞納者への対応については、これまで条例及び施行規則に基づき、納付期限の翌日から起算して 20 日以内に督促状、それでも納付しない滞納者へ催告書を発送し納付を促してきたところですが、学校給食費公会計化前と比べると徴収率は悪化している現状があります。学校給食費の滞納があると、納付した保護者と未納の保護者との間で負担の公平性を欠くこととなります。また、公会計化した学校給食費の債権は、地方自治法上の債権として取り扱われ、学校給食費の未納があった場合には、地方自治法及び地方自治法施行令における債権の取り扱いに関する規定に従って適切に対応する必要があることから、今回要綱を制定するものです。
第 1 条では趣旨、第 2 条が定義、第 3 条では督促についてそれぞれ規定しています。第 4 条では、第 3 条で規定する督促をしてもなお納付しない滞納者に対して催告を行うこととしています。ただし、第 1 号から第 5 号に該当するものについてはこの限りではありません。第 5 条から第 7 条では、納付指導、分割納付及び児童手当からの徴収など具体的な徴収・納付方法を規定しています。第 8 条では、督促及び催告に応じず、または納付誓約書の制約事項を履行しない滞納者に対して、学校給食費等最終催告書を送付するものとし、第 9 条では法的措置をとる対象者を各号で定めています。第 1 号では、学校給食費等最終催告書を送付しても何ら反応を示さず滞納給食費を納付しない者、第 2 号では、納付誓約書の内容に従った納付を履行しない者としています。第 10 条及び第 11 条では、法的措置及び強制執行といった手続きを規定しています。第 12 条では欠損処分について、第 13 条では、園児、児童、生徒及び保護者の個人情報の保護に十分配慮することを規定しています。
この告示は令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしています。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 第 3 条の 20 日以内に催告書を出すのは何件くらいあるのか、第 4 条 4 号の確実な納付が認められる者とはどのような意味か、第 7 条の滞納者からの申し出がある場合という部分は許可がよいのではと思いますが、その点のご意見をいただければと思います。

事務局 まず 1 点目督促の発送状況ですが、月ごとで発送件数が違ってきますが、徴収率が大体 98% 程度ですので、残りの 2%、8000 人の 2% の約 160 件を毎月送っております。
次に第 4 条の、確実な納付が認められる者の意味ですが、第 6 条に規定している滞納者と相談をする中で、分割なら支払いができるという分割納付誓約書がまとも、その誓約書に基づき納入するという約束ができた者をさしています。

次に第7条の申出の部分ですが、学校給食費は保育料と違って、法令上申出がないと児童手当からの充当はできないこととなっているため、申出がある場合という表現になっております。子どもみらい課との協議も引き続き行っております。

委員 督促状を送付する際の郵送費や手数料は徴収しないのか、第9条の法的措置対象者が今の段階でいるのかを教えてください。

事務局 現在督促等に関する手数料等の徴収というのは行っています。
第9条の法的措置については、現時点ではおりません。今後、滞納者と話をしていく中で、生活に困窮しておらず支払える能力があるにも関わらず支払っていない方々を対象に法的措置をとっていきたいと考えております。

委員 27 ページの催告書の表現が優しすぎるような気がします。催告書なので、もう少し厳しく、敬語とかは必要ないのではないかと思いますので、検討ください。

事務局 この最終催告書は滞納者の方々と窓口や家庭訪問等で話し合いをした後の、最終の段階で出すものです。面談の中で、法的措置をとると給与の差し押さえの強制執行がなされ、そのことについて勤務先にわかってしまうということ等を何度も説明します。その説明をすることで、最終催告書を出す前に支払っていただけののではないかと考えております。

教育長 最終催告書を使用しなくても済む指導をしていくことを前提としているようです。それでは、お諮りいたします。
議案第22号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第22号、始良市学校給食費等滞納整理等事務処理要綱制定の件については、可決されました。
次に日程第9、議案第23号、始良市社会教育委員の委嘱の件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第23号、始良市社会教育委員の委嘱の件について説明いたします。
任期満了で改選となりました。29 ページをお願いします。
社会教育委員の15名のうち、今回8名の方が新任になります。30 ページの社会教育委員条例第3条に基づき委員の選任をしております。任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日となっております。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りいたします。
議案第23号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第23号、始良市社会教育委員の委嘱の件については可決されました。
次に日程第10、議案第24号、始良市文化財保護審議会委員の委嘱の件を議題とし

ます。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号、始良市文化財保護審議会委員の委嘱の件について説明いたします。
34 ページです。令和 6・7 年度に委嘱されていた委員のうち、3 名の方が高齢により退任され、新たに名簿 6 番・7 番の 2 名を選任することとなり、合計 7 名となります。35 ページの文化財保護審議会条例第 3 条に基づき選任しております。任期は本日より令和 10 年 3 月 31 日までとなります。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りいたします。
議案第 24 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 24 号、始良市文化財保護審議会委員の委嘱の件については可決されました。
次に日程第 11、議案第 25 号、始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号、始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱の件について説明いたします。資料 38 ページです。
令和 6・7 年度の協議会委員のうち 2 名の方がご退任されました。よって 6 番・7 番の方が新任となります。こちらも 39 ページの協議会規則第 2 条に基づき選任しております。任期は、本日から令和 10 年 3 月 31 日までとなります。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りいたします。
議案第 25 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 25 号、始良市歴史民俗資料館・加治木郷土館運営協議会委員の委嘱の件については可決されました。
次に日程第 12、議案第 26 号、始良市教育委員会外部評価委員の委嘱の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料 41 ページになります。
議案第 26 号、始良市教育委員会外部評価委員の委嘱の件について説明いたします。
名簿のとおり、今まで委員となっておりました加治木高等学校校長の退職により、後任の新留克郎校長を委員として委嘱するものです。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、お諮りいたします。
議案第 26 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 26 号、始良市教育委員会外部評価委員の委嘱の件は可決されました。
議案は以上となります。
それでは、次に日程第 13、各課からの報告・連絡に移ります。教育総務課からお願いします。

<各課から報告・連絡>

教育長 最後に行事予定の確認に移ります。教育総務課からお願いします。

<各課より行事予定の説明>

教育長 行事予定について何かご質問ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 以上で本日のすべての議事が終了しました。
お諮りいたします。本日の議事録の字句等の軽微な訂正につきましては、その整理を私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 それでは、以上で令和 8 年第 5 回始良市教育委員会定例会を終了いたします。
お疲れ様でした。